

永平寺町障害者地域自立支援協議会条例を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第25号

永平寺町障害者地域自立支援協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害児者が地域で安心して生活できる支援体制を構築し、障害児者の支援に携わる者が協働して、福祉、医療、雇用等の課題について協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づく障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者の自立した地域生活を支援するための方策を協議すること。
- (2) 障害児者の支援に係る困難事例等への対応調整に関すること。
- (3) 永平寺町障害者計画についての検証及び評価に関すること。
- (4) 人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者(以下「医療的ケア児者」という。)の支援に関するもののうち、次に掲げるもの
 - ア 医療的ケア児者の支援に係る関係機関の相互の課題や情報共有に関する事項
 - イ 医療的ケア児者の支援に係る連携強化に関する事項
 - ウ 医療的ケア児者の支援に係る方策に関する事項
 - エ その他医療的ケア児者の支援に必要な事項
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (6) その他障害者の自立に関し必要と認められること。

(委員の構成)

第3条 協議会の委員の定数は12名以内とし、次に掲げる者に町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 就労支援関係者
- (4) 保育・教育関係者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

4 本条第1項各号に掲げる委員については、その委員が所属する組織の中から代理人を

定め、その者を代理人として会議に出席させることができる。

- 5 本条第1項各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、同条第2項の満了期間を超えない範囲で定める。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、次に掲げるとおりとし、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

(1) 全体会議

(2) 担当者会議

- 2 会長は、町長から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、議長となる。
- 4 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則非公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(委員の除斥)

第6条 会長、副会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第9条 協議会は、協議した結果、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べるができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び第7条の規定により会議に出席した者は、協議の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、永平寺町役場福祉保健課において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。